

2020年3月6日

企業会計基準委員会 御中

株式会社プロネクサス

開示・教育支援事業部 IFRS相談部

**実務対応報告公開草案第58号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い（案）」に対する意見**

2020年2月13日に公表されました実務対応報告公開草案第58号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い（案）」（以下「本公開草案」）に関するコメントについて、当社開示・教育支援事業部 IFRS相談部は、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

**質問1****【コメント】**

同意します。

**質問2****【コメント】**

IFRSでは、「繰延税金資産及び負債は、報告期間の末日までに制定され、又は実質的に制定されている税率（及び税法）に基づいて、資産が実現する期又は負債が決済される期に適用されると予想される税率で算定しなければならない。」（IAS第12号「法人所得税」第47項）との規定があり、本公開草案で提案されている「改正前の税法の規定に基づくことができる」といった特例的な取扱いは明示的にはないと思います。

IFRSの任意適用会社で、連結納税制度を適用している企業も多いことから、本公開草案における特例的な取扱いについて、IFRS上の位置づけが明確になると望ましいと考えます。

以上